

コンプライアンス

コンプライアンスとは法令や行内規定などはもとより、社会的に求められている行動規範や倫理的行動を含めて遵守することを意味しています。

当行では、すべての役職員が銀行に課せられた社会的責任と公共的使命を自覚し、お客さま、株主のみなさま、さらに地域社会のみなさまからのご期待にお応えするため、コンプライアンス体制の強化を経営の最重要課題・CSR活動の一つとして取組んでおります。

具体的には、以下の取組みをおこなっております。

- ①経営・業務運営における倫理的行動の基本としての「企業行動規範」、役職員が業務上および私生活上守るべき「行動指針」、当行のコンプライアンス手引書である「コンプライアンスマニュアル」を制定しています。
- ②行内の横断的な組織として「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、各部・営業店には「法令遵守担当者」を配置し、各部・営業店の指導・監督をおこなっております。
- ③各種研修の実施により、全役職員のコンプライアンス意識の浸透に努めております。
- ④コンプライアンス実践計画である「コンプライアンスプログラム」を毎年策定し、その進捗・達成状況を定期的に検証しております。
- ⑤役職員による不正行為の未然防止、早期発見を目的とし、経営トップに直接通報できる内部通報制度「経営ヘルプライン」の運用をおこなっております。
- ⑥社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫きます。また、不当要求には組織として対応するとともに警察等の外部専門機関との連携を図っております。

今後とも「コンプライアンス・モラルはすべてに優先する」という姿勢を貫き、コンプライアンス重視の風土をより強固なものとするよう努めてまいります。

金融商品勧誘方針

私ども中国銀行は、次の項目を遵守し、お客さまに対して適正な金融商品の勧誘をおこない、お客さまの保護およびお客さまからの信頼の確保に努めます。

- 1.お客さまの知識、経験、財産の状況および金融商品の販売にかかる契約を締結する目的などに照らし、お客さまへの適切な商品の勧誘に努めます。
- 2.お客さまご自身の判断によって商品を選択してご購入いただけるよう、商品内容やリスク内容など重要事項のわかりやすい説明と情報提供に努めます。
- 3.お客さまからご依頼があるなどの正当な理由なく、深夜や早朝などの不適當な時間帯での訪問・電話による勧誘、ご迷惑となる場所などでの勧誘はおこないません。
- 4.お客さまに対して、不確実な事項について断定的な判断を提供したり、確実であると誤認させるおそれのあるような説明をおこないません。
- 5.お客さまに対して適正な勧誘がおこなえるよう研修の充実や行内管理態勢の整備に努めます。
- 6.お客さまからのご意見・ご照会等に対しては、誠実に対応いたします。

マネー・ローンダリング等防止方針

株式会社中国銀行（以下「当行」といいます。）は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止が国内のみならず国際的にも要請されている重要な課題であることを認識し、かかる課題に厳正に応えるため管理態勢を構築し、業務を遂行する基本方針として次のとおり本方針を定めます。

1. 運営方針

当行は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（※1 以下「マネー・ローンダリング等」といいます。）の防止に関して役割および責任を明確にし、適時的確に対応できる行内態勢を整備します。

2. 取引時確認（※2）

- ・当行は、取引時確認について、適時的確に対応できる行内態勢を整備します。
- ・当行は、取引時確認について、適時的確に対応するため役職員に継続的に研修をおこない、関係法令および事務規定について周知徹底を図ります。

3. 資産凍結等の措置に係る確認（※3）

- ・当行は、テロリスト等に対する資産凍結等の措置に係る確認について、適時的確に対応できる行内態勢を整備します。
- ・当行は、テロリスト等に対する資産凍結等の措置に係る確認について、適時的確に対応するため役職員に継続的に研修をおこない、関係法令および事務規定について周知徹底を図ります。

4. 疑わしい取引の届出（※4）

- ・当行は、疑わしい取引の届出について、適時的確に対応できる行内態勢を整備します。
- ・当行は、疑わしい取引について、法令に基づき、速やかに当局に届出をおこないます。
- ・当行は、疑わしい取引の届出について、適時的確に対応するため役職員に継続的に研修をおこない、関係法令および事務規定について周知徹底を図ります。

5. 遵守状況の検証

当行は、マネー・ローンダリング等の防止に関する遵守状況を点検し、その点検結果を踏まえて継続的に行内態勢の改善に努めます。

- ※1. マネー・ローンダリングとは、「犯罪により得た収益を、あたかも正当な取引で得た資金であるかのように見せかけるため、その出所を隠したりすること」を指し、テロ資金供与とは、「爆弾テロやハイジャック等のテロ行為の実行を目的として、そのために必要な資金をテロリストに提供すること」を指します。
- ※2. 取引時確認とは、「犯罪収益移転防止法に基づき、お客さまの氏名・住居・生年月日等の確認が金融機関に義務付けられていること」を指します。
- ※3. 資産凍結等の措置に係る確認とは、「外為法令に基づき、資産凍結等の経済制裁措置に係る対象者が否かを確認することが金融機関に義務付けられていること」を指します。
- ※4. 疑わしい取引の届出とは、「犯罪収益移転防止法に基づき、お客さまから受取ったお金が犯罪による収益である疑いがある場合、またはお客さまが犯罪による収益を隠匿などしている疑いがある場合には、金融庁に届け出ることが金融機関に義務付けられていること」を指します。